

「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和4年1月31日  
法務省民事局民事第一課

令和3年10月8日（金）から同年11月8日（月）まで、「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行いましたところ、御意見はございませんでした。

御協力ありがとうございました。